

序 章

1. 制度改正の趣旨

近年、地域における事業者等が一体となって、当該地域の自然、歴史、風土、文化、社会等に起因した特色を有する商品の生産や役務の提供を行う取組み（地域ブランド化）が活発化しており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。地域ブランド化の取組みにおいて、事業者は、自己の商品（役務）に、当該地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標を付すことで、当該商品の品質（役務の質）、原材料、製法等の特性がその地域に起因するものであるとの情報を端的に需要者に示すことにより、当該商標自体に一定の特性を有するものであるとの信用の蓄積を図っている。

しかし、こうした地域の商品（役務）に対する需要者の評価が高まるにつれて、第三者が当該商標を地域外で生産された商品や、当該地域で生産された商品ではあるが原材料等が異なる商品に使用することで、市場において当該地域産の真正な商品との誤認混同が生じ、当該名称に対する評価や信用を毀損されたとの問題が顕在化している。また、一旦こうした地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標の信用が毀損された場合、需要者の信用を再構築することは困難であり、第三者の広範な使用によって当該商標が一般名称化することもある。

こうした第三者の使用を排除するため、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標について、現行の商標法では、それが全国的に広く知られている場合や他の図形等と組み合わせた場合でない限り、商標登録が認められておらず、発展段階におけるブランドを保護するのに必ずしも適切な制度となっていないとの指摘がなされていた。

このような認識の下、特許庁は、地域ブランドのより適切な保護を図るべく、「商標法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。この改正は、地域の名称と商品（役務）の名称等のみからなる商標について、一定の範囲で周知となったような場合には、一定の要件を満たしている団体に「地域団体商標」として登録を認めるとともに、その商標を使用していた第三者の営業活動の支障とならないよう、商標権の効力について一定の制限を設けるものである。

2. 改正法成立までの経緯

特許庁においては、平成16年5月27日に知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2004」に基づき、地域ブランドの商標法における保護の在り方について、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された商標制度小委員会等において検討を進めてきた。商標制度小委員会がまとめた報告書「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」は、平成17年2月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「商標法の一部を改正する法律案」は、上述の報告書等を踏まえて策定され、平成17年3月15日に閣議決定された後、同日第162回通常国会に提出された。同法案は、4月15日に衆議院経済産業委員会において提案理由説明、5月11日に同経済産業委員会における質疑及び採決を経て、5月12日の本会議において可決された。参議院においては、5月17日に参議院経済産業委員会において提案理由説明、6月7日に同経済産業委員会における質疑及び採決を経て、6月8日の本会議において可決され、「商標法の一部を改正する法律」として成立した。

同法は、平成17年6月15日に平成17年法律第56号として公布された。施行期日は平成18年4月1日からと規定されている。

【商標法の一部を改正する法律の成立・施行まで】

〈産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会〉

平成16年

10月5日 第9回 「地域ブランドの保護について」

12月2日 第10回 「地域ブランドの保護について」(報告書案)

12月10日～平成17年1月10日 「地域ブランドの保護について」(報告書案)に対する意見募集

平成17年

1月14日 第11回 「地域ブランドの保護について」、「パブリックコメント」に提出された主な意見に対する考え方」

2月18日 第12回 「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」(報告書案)

〈報告書のとりまとめから施行まで〉

平成17年

2月23日 産業構造審議会第6回知的財産政策部会
商標制度小委員会報告書「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」取りまとめ

3月15日 「商標法の一部を改正する法律案」閣議決定

3月15日 同法案第162回通常国会 提出

4月15日 衆議院経済産業委員会 提案理由説明

5月11日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議

5月12日 衆議院本会議 可決

5月17日 参議院経済産業委員会 提案理由説明

6月7日 参議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議

6月8日 参議院本会議 可決・成立

平成18年

4月1日 施行